



市民力咲き誇る。角田市

宮城県 角田市

令和8年2月9日

懲戒処分等の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

1. 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和8年2月9日
(2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
減給（10分の1 1月） 主事 25歳 男

(3) 事案の概要

当該職員は、有効期限が令和7年8月15日までの自動車運転免許の更新を失念し、失効に気づいた令和7年11月28日までの間、免許が失効した状態で、公用車を7回及び私生活でも自家用バイクを運転した。

なお、失効に気づいた後は運転しておらず、失念による運転免許の失効と判断され、道路交通法違反による行政処分・刑罰の対象にはなっていない。

(4) 処分の理由

この行為は、角田市職員に対する信用の失墜につながり、公務員としての自覚と責任に欠ける行為であることから地方公務員法第33条に違反するため、懲戒処分とした。

(5) 管理監督責任

上記の懲戒処分に伴い、本事案の発生を防止するための指導監督に適性を欠いた責任から、下記の2名に対し訓告処分を行った。

所属部長 58歳 男 訓告（市長口頭注意）
所属課長 56歳 男 訓告（市長口頭注意）

■市長コメント

この度、職員が起こした本事案につきましては、市民の皆さんを始め多くの方々の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。

職員一人ひとりが法令を遵守し、今後このようなことを起こさぬよう再発防止に努めるとともに、市民の皆さまの信頼を回復できるよう全力を尽くしてまいります。